

2. 社会福祉法人における合併の手引き

2 社会福祉法人における合併の手引き

(1) 合併の手続きの全体像

①吸収合併の手順

合併期日を4月1日とし、その前年度1月から取組に着手した場合の実施事項と各スケジュールの目安を示す。

項目	実施事項	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月				
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
理事会・評議員会					★					★							★																			
a 合意形成	事前協議 理事会で合併を決議 合併協議会設置				■																															
b 合併契約	確認書調印 合併契約書調印									■																										
c 役員を選任	合併後の理事・監事の選任 合併後の評議委員の選任																																			
d 定款変更	定款変更の議決																																			
e 所轄庁への申請	所轄庁への合併認可申請 ・合併認可申請書の作成 ・合併理由書の作成 ・各理事会および評議員会議事録 ・定款変更 ・各財産目録・貸借対照表の作成 ・負債証明書の取り付け ・財産目録(合併後合算) ・事業計画書・収支予算書(2ヵ年)の作成 ・新役員履歴書・就任承諾書の作成				■																															
f 債権者保護手続き	財産目録および貸借対照表の作成 債権者への公告(新聞への掲載など) 債権者への催告、承諾取り付け 異議を述べた債権者への対応																																			
g 登記所への登記手続き	存続法人の変更登記 消滅法人の解散登記 従たる事業所の登記																																			
h 規程、システムなどの整備	規程・マニュアル類の整理・統合 システムの整理・統合 各種名義変更(通帳など)																																			
i 職員の処遇検討および説明	給与体系、就業規則などの検討 職員の役職、配置の検討 職員への説明、合意取り付け 退職者への対応の検討																																			
j 利用者や利用者家族、地域への説明	利用者や利用者家族へ説明し理解を得る 地域へ説明し理解を得る																																			

* 関係行政への相談・照会等は上記スケジュールに示していないが、円滑な事務処理等を進める上で、出来る限り早い段階で行うことが望まれる。理事会・評議員会の実施時期は★印で示したが、あくまで最低限の目安である。

○ 調査事例の概要

①吸収合併の事例

●合併法人（存続法人）概要

社会福祉法人A

種別：特別養護老人ホーム、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、
認知症対応型老人共同生活援助事業、老人介護支援センター

規模：50名（特養入所定員）

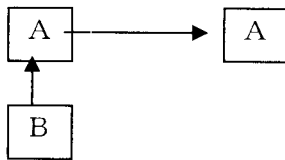
●合併法人（消滅法人）概要

社会福祉法人B

種別：児童養護施設、子育て短期支援事業

規模：108名（児童養護入所定員）

●合併年月日：平成17年4月1日



※B法人は、合併と同時に消滅

●合併にいたる背景・経緯

消滅法人の財務は比較的健全であり、事業運営に経済的な支障はありませんでした。ただし、創業50年を迎え、施設の老朽化が進んでおり、修繕費用の捻出が困難な状況でした。

将来の事業運営の見通しは芳しくなく、児童養護施設を地元で存続させることを最優先させるため、財務が悪化しない段階で合併による事業継続の決断を行い、存続法人へ申し入れを行いました。

地理的に両法人が比較的近隣に立地しており、従前から共同イベントを開催するなど一定の連携が図られていたことから、消滅法人にとって合併先の選定に悩む余地はありませんでした。

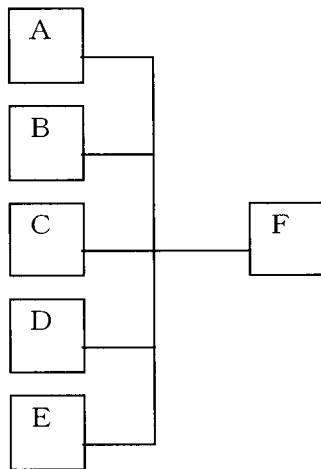
存続法人では、経済的負担が被合併法人の老朽化した建物・設備の修繕費用の捻出で済むこと、合併により事業領域が拡大すること、児童と高齢者の交流が図られサービスの質が高まること、地域への貢献がより一層図られることなどから合併の申し入れを受け入れました。

②新設合併の事例

●合併法人概要

社会福祉法人	種別	規模（定員）
A法人	保育所	90名
B法人	保育所	90名
C法人	保育所	30名
D法人	保育所	45名
E法人	保育所	30名

●合併年月日：平成 19 年 4 月 1 日



※F 法人の設立と同時に A～E は消滅する。

●合併にいたる背景・経緯

5 法人の財務内容は比較的良好で法人運営に特段の支障はありませんでした。しかしながら、今後の財政支出の抑制基調や少子化の進行が予測され、また、5 法人の役員の高齢化に伴う後任役員の選任にかかる人材不足など、合併による運営の効率化や職員の育成・交流、サービスの質の向上を目指し、5 法人による合併を実施しました。対等合併を前提として協議を進め、新設合併を選択しました。

合併に際しては市の担当者から各種助言やバックアップを得られたことが、円滑な協議や事務手続きの進捗に大きく寄与したものと推測されます。

(2) 各手続きの解説

a) 合意形成

<実施事項>

- ◆合併する法人間で事前協議を十分に行い、互いに合併に向けた合意形成を図る。
- ◆各々の法人の理事会および評議員会で合併を決議し、議事録を作成する。
- ◆合併に向けた協議や事務作業を効率的に進めるため、「合併協議会（仮称）」を設置する。

<補足説明>

1) 合併法人間での事前協議

合併に向けた協議を下準備として行います。合併の目的や合併後の理念、合併後の施設の存続・撤退、役員選任のあり方、職員処遇のあり方、その他互いの法人の要望などを十分にすり合わせておきます。合併の大前提となる事項については、事前協議で合意形成を図っておくことが重要です。

2) 理事会および評議員会での議決

互いの法人の理事会で合併の議決を得るとともに、定款で評議員会の議決を必要としている場合は評議員会においても議決を得るようにします。なお、これらの議決は議事録として記録を残すことが必要です。

(参考) 社会福祉法第 49 条

社会福祉法人が合併するには、理事の 3 分の 2 以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。

3) 合併協議会の設置

合併により社会福祉法人を設立する場合（新設合併）にあたっては、法人の設立に関する事務を行うため各社会福祉法人において選任した者が共同で行う必要があります。このため、合併する際の準備段階において、「合併協議会（仮称）」を相互の法人が共同で設置し、合併に向けた様々な協議を進めることが必要です。なお、設立に関する事務を行う者については、各社会福祉法人の理事会、評議員会の承認を得るなど議事録に残すようにします。

吸収合併については、合併後存続する社会福祉法人が消滅した社会福祉法人の一切の権利義務を継承することになることから、特段の定めはありませんが、円滑な協議を進めるうえで設置することが望ましいと考えます。

なお、合併協議会の構成員についても特に定めはありませんが、理事長をはじめとした経営層がメンバーになることが通常です。さらに合併協議会の下に「〇〇検討会」などの下部組織を設け、実務レベルの検討や作業を行うとよいでしょう。

(参考) 社会福祉法第 52 条

合併により社会福祉法人を設立する場合においては、定款の作成その他社会福祉法人の設立に関する事務は、各社会福祉法人において選任した者が共同して行わなければならない。

b) 合併契約

<実施事項>

- ◆合併内容に関して双方の合意が得られれば、合併契約書を作成し、双方の法人間で契約を取り交わす。
- ◆合併契約書を取り交わす前段階で、合併に向けた準備を円滑に進めるために、合併の大前提となる条件について確認書を作成し、双方の法人間で契約を取り交わすことが望ましい。

<補足説明>

1) 合併契約書について

合併の当事者たる各社会福祉法人間において、合併にかかる事例協議を行い、法人間の合意を確認するため、合併契約が締結されるのが一般的で、書面をもって合併の方式、合併の条件、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款内容、合併の期日等が定められます。

●合併契約書とは

合併後の事業を円滑に行うために、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の事業の範囲や事業の引継ぎ、役員を選任、職員の雇用、各種事務手続きなどについて、合併する双方の法人間で十分に協議し、互いに合意することが必要です。それらを契約書の形でとりまとめたものが合併契約書になります。

なお、合併契約を締結するには事前に双方の理事会で合併の承認を議決することが必要です。

●合併契約書に記載する事項

合併契約書には以下の項目を記載します。

合併の方式	新設合併か吸収合併かどちらの方法で合併するかを記載します。吸収合併の場合はどちらの法人が存続法人になるのか併せて記載します。
合併期日	合併の期日を記載します。
事業の範囲	(吸収合併) 存続法人が引き継ぐ事業を示します。 (新設合併) 合併により設立する法人の事業を示します。
資産および債務の取り扱い	(吸収合併) 吸収される法人の資産や債務は存続法人に引き継がれます。それらの内容を明確にしておきます。貸借対照表や財産目録を添付することが一般的です。 (新設合併) 消滅する法人の資産や債務は、合併後設立される法人に引き継がれます。吸収合併と同様に、資産や債務の内容を明確にしておきます。
役員を選任	(吸収合併) 存続法人の役員の数員数を記載します。なお、定員数を変更する場合も、その旨を記載します。 (新設合併) 合併により設立する法人の定員数を記載します。
職員の身分	(吸収合併) 存続法人は、吸収する職員の雇用条件などについて記載します。存続法人の職員の雇用条件と比較して、公平性・平等性を確保するよう努めることが必要です。 (新設合併) 合併により設立する法人の職員の雇用条件などについては、合併協議会で協議することとなります。各法人の職員の雇用条件と比較して、公平性・平等性を確保するよう努めることが必要です。
事務手続き等	その他事務手続きなどで相互の合意が必要な事項について記載するようにします。

2) 合併に関する確認書について

合併契約書を正式に締結するまでに、様々な事項を互いに協議し、調整を図ることが必要です。合併に向けた調整作業が円滑に進められるよう、合併条件の大枠を確認書の形で締結し、その上で詳細を協議するようにすれば、効率的に作業を進めることが期待できます。

確認書の内容として、例えば吸収される法人の施設を存続するか否かなど、合併の大前提となる事項を決めておきます。

なお、確認書は必ず締結しなければならないものではありません。その要否は双方の法人間で話し合っ決めて決めます。

<事例解説> (吸収合併の事例)

A 法人では、以下の合併条件を早期の段階で合意し、確認書を締結したため、その後の協議が円滑に進み、合併契約書の調印を問題なく予定通り行うことができました。

- ・ 吸収される法人の要望であった施設の存続と施設の改築・改修を確実に履行すること。
- ・ 存続法人の役員人事について、吸収される法人から 1 名の理事を受け入れること。
- ・ 吸収される法人の職員の雇用条件について十分配慮すること。

(新設合併の事例)

合併の大前提となる条件について、合併協定書を作成し、その後双方の法人間で合併契約書を作成しました。

合併する各法人は財務的な問題や、法人運営において特段の問題はなかったため、合併契約書の調印は問題なく行うことができました。

<参考様式 (実例) >

合吸 b-1) 合併契約書 (P 99 参照)

合新 b-1) 合併契約書、合併協定書 (P 101、104 参照)

c) 役員を選任

<実施事項>

(吸収合併の場合)

- ◆合併に伴い、理事、監事、評議員の定数を変更し、増員する場合は、定款変更を行い、理事会で評議員を選任し、評議員会で理事・監事を選任します。

(新設合併の場合)

- ◆合併協議会で設立までの暫定的な役員を選出します。
- ◆設立当初の役員は、新たな法人設立後（登記完了後）定款に基づき遅滞なく評議員を選任し、新たな評議員会において理事、監事を選任します。

<補足説明>

(吸収合併の場合)

1) 理事、監事を選任

合併後の法人の理事・監事の定員は存続法人の理事会で協議します。定員数を変更する場合は、理事会の承認をもって定款の変更を行います。合併後の法人の理事、監事を定款の定めに従い選任します。これらは議事録に記録を残すようにします。

なお、定款で評議員会を設けている場合は、理事及び監事を選任は評議員会で行うことが適当です。

2) 評議員を選任

合併後の評議員を定款の定めに従い選任します。評議員の選任は、存続法人の理事会の同意を経て理事長が委嘱します。

これらは議事録に記録を残すようにします。

(新設合併の場合)

1) 設立当初の役員を選任

設立当初までの暫定的な役員を合併協議会で選任します。設立当初の役員の任期は新たな法人が設立し、正規の役員等が任命されるまでの期間に限られます。

※ 設立当初の役員とは、設立に際し設立者が決定した役員であって定款の選任手続きに基づいて選任された役員ではないので法人の設立後は定款に基づき正規の役員を選任する必要があります。

2) 新たな法人設立後の役員を選任

新たな法人設立後（登記されれば）、遅滞なく定款の定めるところにより、役員等を選任します。評議員の設置が定款で定められている場合は、設立までの暫定的な役員によって、評議員を選任し、選任された評議員による評議員会で正規の理事、監事を選任します。また、正規理事による理事会において代表者を互選により選任します。

3) 代表者などの変更登記

正規に選任された代表者が設立当初に登記した代表者と異なる場合は速やかに変更の登記を行います。登記については、「g) 登記所への登記手続き」を参照して下さい。

<事例解説> (吸収合併の事例)

役員の選任のあり方が、合併の成否を決めるポイントの一つといっても過言ではありません。役員の選任において、禍根を残すようなことになれば、合併後の円滑な経営に支障が生じることとなります。

調査事例では、吸収されるB法人側からは理事長が理事として残るのみで、他の理事は退任を迫られましたが、事業継続を最優先として決断を先伸ばしにすることなく、B法人側がその条件を受け入れたことが大きなポイントであったと考えられます。

また、吸収する側のA法人においても、留任するB法人の理事の意見を最大限尊重する姿勢が、B法人側に評価されたことも大きなポイントであったと考えられます。

(新設合併の事例)

合併により設立する法人の理事は合併前の法人から各2名が選任されることとなりました。対等合併が前提であったため理事の選任では問題となることはありませんでした。

また、合併前の各法人の理事は原則無報酬で選任されていたこともあり、合併に伴い理事を退任することについて、異議を唱える者はいませんでした。

d) 定款の変更（吸収合併の場合）／定款の作成（新設合併の場合）

<実施事項>

（吸収合併の場合）

◆合併に伴い法人の定款を変更する場合は、存続法人の理事会で議決します。

（新設合併）

◆合併により設立する法人の定款を合併協議会で作成します。

<補足説明>

（吸収合併の場合）

1) 定款変更の議決

合併後存続する法人は合併により定款変更を必要とする場合は、変更事項を理事会で議決します。評議員会の決議が必要な場合は、同じく変更事項を評議員会で議決します。これらは議事録に記録を残すようにします。

[主な変更点]

- ・目的（合併により事業が追加される場合）
- ・名称（合併により法人の名称を変更する場合）
- ・事務所の所在地
- ・役員の定数（合併により役員数を変更する場合）
- ・評議員会について（合併により評議員数その他変更する場合）
- ・資産及び会計
- ・その他(必要に応じて変更します)

また、法人が合併の認可を受けようとするときは、社会福祉法上の手続き、定款に定める手続きを経ることが必要です。合併後存続する法人の財産目録、事業計画書及び計算書類等についても書類の提出が求められますので、理事会及び評議員会で議決すべき事項について、事前に整理したうえで、計画的に取り組むことが必要です。

（新設合併の場合）

1) 合併により設立する法人の定款の作成

合併により設立する法人は、新たに定款を作成しなければなりません。定款は、合併協議会で作成し、各法人から選任された者の承認を受けることが適当です。

e) 所轄庁への申請

<実施事項>

◆所轄庁へ合併認可の申請及び定款変更の申請を行う

<補足説明>

1) 申請に必要な書類

社会福祉法人が合併するには所轄庁の認可を受ける必要があります。合併認可申請に必要な書類は以下に示したとおりです。

合併認可申請書以外の添付書類の様式は定められていませんが、所轄庁で用意されている場合がありますので、担当窓口へ照会しつつ書類作成を進めて下さい。効率的に作業を進めるには司法書士などへ申請手続きを委任することも一案です。

なお、実際に合併申請を行うにあたっては、事前に都道府県の担当窓口へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談し、円滑な申請が行えるようにすることが必要です。

(吸収合併)

合併認可申請書	定められた様式に沿って必要事項を記入し押印します。
合併理由書	合併認可申請書に合併理由を記載する欄がありますが、追加で合併の理由や目的など詳細に説明する場合は添付します（様式は定められていません。詳細は担当窓口と相談して下さい）。
各法人の理事会（および評議員会）で合併の議決をしたことを証する書面	合併の議決を得た際の理事会の議事録を添付することが通常です。定款で評議員会の議決を必要と定めている場合は、評議員会で議決を得た際の議事録も添付します。
存続する法人の定款	合併後に存続する法人の定款を添付します。申請までに理事会で定款変更の議決を得ておきます。
各法人の財産目録および貸借対照表	各法人の財産目録および貸借対照表を添付します。
各法人の負債を証明する書類	負債がある場合は、負債を証明する書類を金融機関や福祉医療機構などから取り付けて添付します（貸付金残高証明書を取り付けることが一般的です）。
存続する法人の財産目録	合併後に存続する法人の財産目録を添付します。通常は両法人の財産目録を合算して作成します。
存続する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	存続する法人の事業計画書と収支予算書を作成して添付します。合併日が属する会計年度およびその次の会計年度の2ヵ年分が各々必要です。
存続する法人の役員になる者の履歴書および就任承諾書	存続する法人で役員になる者の履歴書と就任承諾書を添付します。ただし、存続する法人で引き続き役員となる者の就任承諾書は不要です。
役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	該当する役員がいる場合は、その旨を記入した書類を添付します。

(新設合併)

合併認可申請書	定められた様式に沿って必要事項を記入し押印します。
合併理由書	合併認可申請書に合併理由を記載する欄がありますが、追加で合併の理由や目的など詳細に説明する場合は添付します（様式は決められていません。詳細は担当窓口と相談して下さい）。
各法人の理事会（および評議員会）で合併の議決をしたことを証する書面	合併の議決を得た際の理事会の議事録を添付することが通常です。定款で評議員会の議決を必要と定めている場合は、評議員会で議決を得た際の議事録も添付します。
合併により設立する法人の定款	合併協議会で作成した定款を添付します。
各法人の財産目録および貸借対照表	各法人の財産目録および貸借対照表を添付します。
各法人の負債を証明する書類	負債がある場合は、負債を証明する書類を金融機関や福祉医療機構などから取り付けて添付します（貸付金残高証明書を取り付けることが一般的です）。
合併により設立する法人の財産目録	新たに設立する法人の財産目録を添付します。通常は両法人の財産目録を合算して作成します。
合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	新たに設立する法人の事業計画書と収支予算書を作成して添付します。合併日が属する会計年度およびその次の会計年度の2ヵ年分が各々必要です。
合併により設立する法人の役員になる者の履歴書および就任承諾書	新たに設立する法人の設立当初の役員になる者の履歴書と就任承諾書を添付します。
役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	該当する役員がいる場合は、その旨を記入した書類を添付します。
設立の事務を行うものが各法人において選任された者であることを証明する書類	各法人で合併協議会の代表者や構成員を選任した際の理事会の議事録を添付します。

(参考) 社会福祉法第 49 条第 2 項

合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

社会福祉法施行規則第 6 条

合併の認可を受けようとするときは、合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

2) 合併の結果、厚生労働大臣（又は地方厚生局長）が所轄庁となる場合には、合併の認可申請は都道府県知事を経由し、厚生労働大臣（又は地方厚生局長）が認可することになります。

なお、都道府県知事が申請書を厚生労働大臣（又は地方厚生局長）に送付する際、意見書を付することが必要です。

(参考) 社会福祉法第 30 条

社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

2 社会福祉法人でその行う事業が 2 以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規程にかかわらず、厚生労働大臣とする。

3) 定款変更の申請（吸収合併の場合）

定款の変更を行う場合は所轄庁へ変更の申請を行い、認可を受けることが必要ですが、合併に伴う定款変更の場合は、合併認可申請書に変更後の定款を添付して所轄庁へ提出することで、合併認可の申請と併せて定款変更を申請することができます。

4) 施設の設置及び廃止の届出

施設の設置及び廃止をしようとする地の都道府県等に事前に届出が必要となりますので、注意が必要です。

(参考) 社会福祉法第 62 条、第 63 条、第 64 条

<事例解説>（吸収合併の事例）

調査事例では都道府県の申請窓口で早い段階から説明、相談を行い、また司法書士に相談しつつ作業を進めたため、円滑に申請を行うことができました。

（新設合併の事例）

調査事例では市の担当者の全面的な事務のバックアップにより、円滑に作業が進みました。

<参考様式（実例）>

合吸 e-1) 合併認可申請書（吸収合併）（P 107 参照）

合新 e-1) 合併認可申請書（新設合併）（P 110 参照）

合新 e-2) 児童福祉施設設置認可申請書／児童福祉施設廃止承認申請書（P 113、117 参照）

f) 債権者保護手続き

<実施事項>

- ◆所轄庁から合併の認可を受けたら、その認可の通知のあった日から2週間以内に財産目録および貸借対照表を作成します。
- ◆上記期間内に、もし異議があれば一定の期間内(2ヶ月を下ることはできない)に異議を述べるよう、債権者に対して公告(新聞掲載など)を行います。
- ◆把握している債権者に対しては、個別に書面で催告を行い、承諾書を取り付けます。
- ◆もし、債権者が異議を述べたときは、これを弁済するか、もしくは債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します。

<補足説明>

1) 財産目録および貸借対照表の作成

社会福祉法第50条第1項で、合併認可の通知を受けた日から2週間以内に財産目録と貸借対照表を作成することが義務付けられています。なお、合併認可申請にあたって、合併後の収支予算書の提出が義務付けられており、その際に作成した財産目録と貸借対照表をもって作成したものとみなされます。

(参考) 社会福祉法第50条第1項

社会福祉法人は、前条第2項に規定する所轄庁の認可があったときは、その認可の通知があった日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2) 公告の実施

債権者保護の観点から、債権者に対して合併について異議を述べる機会を設けることが必要です。社会福祉法第50条第2項では、合併認可の通知を受けた日から2週間以内に債権者に対して、異議がある場合は異議を述べるよう公告を行うことが義務付けられています。債権の申出の公告及び催告は官報によって行うほか、定款の定めた方法により行うことが必要です。

その他広く一般に公告するためには、自治体の広報誌への掲載やホームページ上への掲載などが考えられます。

3) 個別の債権者への催告書の送付

借り入れを行っている金融機関など明確な債権者に対しては、合併認可の通知を受けた日から2週間以内に催告書を送付し、異議がある場合は異議を述べるよう個別に知らせることが、社会福祉法第50条第2項で義務付けられています。

また、異議がない場合は、承諾した旨を書面で返送してもらうよう、承諾書の雛形を併せて送付しておくことが必要です。承諾書を取り付け、後の合併の登記申請時に、債権者から異議がなかったことの証明となります。

なお、異議を述べる機会の期間としては、2ヶ月もしくはそれ以上の期間を設定することが必要です。

特に借入債務などは、合併後の存続法人又は新設法人が引き継ぐこととなり、借入先である福祉医療機構等に事前に相談、協議するなど円滑な事務処理が行えるようにすることが必要です。

(参考) 社会福祉法第50条第2項

社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、2ヶ月を下ることができない。

4) 債権者が異議を述べなかった場合

定めた期間内に債権者が異議を述べなかった場合は、債権者は合併を承認したものとみなすことができます。

(参考) 社会福祉法第 51 条第 1 項

債権者が、前条第 2 項の期間内に合併に対して異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

5) 債権者が異議を述べた場合

債権者が合併に対して異議を述べた場合は、その債権者に対して債務を弁済する若しくは弁済相当の担保の提供をするか、または信託会社などに債務に相当する財産を信託します。ただし、合併を行ってもその債権者を害する恐れがない場合（合併を行っても財務上何ら支障がないことが明白な場合など）は必ずしも弁済や担保提供あるいは財産の信託を行う必要はありません。

(参考) 社会福祉法第 51 条第 2 項

債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6) 罰則

社会福祉法第 50 条及び 51 条 2 項の規定に違反したときは、20 万円以下の過料に処せられるので注意が必要です。

(参考) 社会福祉法第 134 条 5 項

<事例解説> (吸収合併の事例)

公告をどの新聞紙に掲載するかは、法人の立地や規模などを勘案し、より債権者に伝わるよう適切な新聞紙を検討する必要があります。

調査事例の A 法人および B 法人は、ともに同県内に立地し、福祉医療機構を除く債権者の所在は同県に限定されるであろうことから、地元の有力紙に公告を掲載しました。

社会福祉法人では、福祉医療機構から借入れを行っているケースが多いですが、調査事例では福祉医療機構から承諾書を取り付けるまで、各種資料の提出や説明を幾度も求められました。ケースバイケースで判断されることとなりますが、福祉医療機構から承諾を得るには、時間や労力を一定要することを念頭に入れておいた方がよいでしょう。

<参考様式 (実例) >

合 f-1) 合併公告の案文 (P 118 参照)

合 f-2) 催告書および承諾書 (P 119 参照)

g) 登記所への登記手続き

<実施事項>

(吸収合併の場合)

- ◆合併により存続する法人については、合併に必要な手続きが終了したときから2週間以内に、主たる事業所の所在地において、管轄の登記所へ変更の登記を申請します。

(新設合併の場合)

- ◆合併により法人を設立する場合は、合併に必要な手続きが終了したときから2週間以内に、主たる事業所の所在地において、管轄の登記所へ新設の登記を申請します。
- ◆登記終了後、正規の手続きで役員を選任した際、代表者等が変更になった場合は速やかに所轄の登記所へ変更の登記を申請します。

(共通)

- ◆合併により消滅する法人については、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して合併の登記の申請と同時に解散登記を行います。
- ◆従たる事業所を設けたときは、合併に必要な手続きが終了したときから3週間以内に、従たる事業所の所在地において、管轄の登記所へ登記を申請します。

<補足説明>

1) 合併の効力を発する時期

社会福祉法人の合併は、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が登記を行うことにより、その効力を生じます。

(参考) 社会福祉法第54条

社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立する社会福祉法人の主たる事業所の所在地において登記をすることによって、その効果を生ずる。

2) 合併の登記

合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、次のとおり登記する必要があります。

登 記	対 象	事 由
変更登記	合併後存続する法人	登記事項の変更
解散登記	合併により消滅する法人	解散
設立登記	合併により設立する法人	設立

(参考) 組合等登記令第9条

合併後存続する法人については変更の登記をし、合併により消滅する法人については解散の登記をし、合併により設立する法人については設立の登記をしなければならない。

3) 合併の登記の期間

合併の登記申請は、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から主たる事業所の所在地において、2週間以内に行う必要があります(従たる事業所の登記の場合は3週間以内)。

通常合併に必要な手続きの終了とは、所轄庁から合併の認可を受け、債権者への公告・催告期間が終了して債権者との関係が終了した日を指します。

なお、期間内に登記の申請をしなかった場合は、20万円以下の過料に処せられる罰則があるので注意が必要です。

(参考) 組合等登記令第9条

法人は、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に登記しなければならない。

(参考) 社会福祉法第134条

次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1. この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

4) 合併の登記申請

合併後存続する法人又は合併により設立する法人が登記申請するにあたっては、法人の事務所の所在地を管轄する法務局(いわゆる登記所)の窓口で申請にかかる手続、添付書類等、必要な事項を確認したうえで行うようにしてください。

(吸収合併の場合)

登記申請は、当事者の申請が原則であるとされています。したがって、合併後存続する法人は理事が行い、定款で理事の代表者に制限を設けている場合は、代表権を持った理事が行います。通常は、存続する法人の理事長が申請者になります。

なお、第三者に代理させることも可能ですので、それを職務とする専門家(司法書士等)に代理させることができます。

(新設合併の場合)

設立当初の役員に選任された代表者が登記申請を行います。

吸収合併の場合と同様第三者に代理させることも可能です。

ア 合併による変更の登記

合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する法人の登記事項証明書を添付しなければならないとされています。(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)

また、合併に際して、公告及び催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければなりません。なお、公告を官報のほか定款に定めた手続により公告をしたときは、登記申請書に、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければなりません。(組合等登記令第19条)

●存続する法人が変更登記の申請を行う際に必要とする書類の例示を示せば以下のとおりとなります。

社会福祉法人合併による 変更登記申請書	定められた様式に沿って必要事項を記入し、押印します。
定款	存続する法人の変更済の定款を添付します。
合併契約書	相互の法人で交わした合併契約書を添付します。
所轄庁の合併認可書	所轄庁から受け取った合併認可書を添付します。
理事会および評議員の議 事録	合併の議決を得た際の理事会の議事録を添付します。定款で評議員会の議決を必要と定めている場合は、評議員会で議決を得た際の議事録も添付します。
公告および催告をしたこ とを証する書面	公告を掲載したことを証するもの(公告を掲載した新聞の写しなど)や債権者へ送付した催告書および債権者から取り付けた承諾書の写しなどを添付します。
異議を述べた債権者に対 する弁済(担保提供・信 託)証書	異議を述べた債権者がいる場合は、当該債権者へ弁済したこと、もしくは担保を供したこと、または信託を行ったことを証する書面を添付します。 異議を述べる債権者がいない場合は、その旨を記載した書面を添付します。
役員を選任を証する書面	通常は、合併後の法人の理事・監事の定員を理事会で議決した際の理事会議事録、合併後の法人の理事、監事を定款の定めに従い選任した際の議事録を各々添付します。
理事の就任承諾書	存続する法人で役員になる者の就任承諾書を添付します。ただし、存続する法人で引き続き役員となる者の就任承諾書は不要です。
消滅法人の登記事項証明 書	合併後消滅する法人が、存続する法人の登記所の管轄区域外にある場合は、消滅する法人の登録事項証明書の写しを添付します(同一区域内にある場合は不要です)。
財産目録	合併後に存続する法人の財産目録を添付します。
代理人によって申請する 場合は委任状	既に説明したとおり、通常は存続法人の理事長が申請者になりますが、理事長に代わって事務担当者が申請を行う場合や司法書士などの専門家に申請を委任する場合は委任状を添付します。

イ 合併による設立の登記

合併による設立の登記の申請書には、合併により設立された法人の定款、代表権を有する者の資格を証する書面、代表権の範囲制限及び資産総額を証する書面を添付しなければなりません。

また、合併に際して、公告及び催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければなりません。なお、公告を官報のほか定款に定めた手続きにより公告をしたときは、登記申請書に、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければなりません。(組合登記令第20条)